

## 11 事業専従者に関する事項について【※個人番号必須】

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
				円
専従者給与(控除)合計額				
所得税における青色申告の承認の有無			承認あり・承認なし	

白色専従者控除限度額 ①か②のいずれか少ない額  
①配偶者 86万円  
その他 50万円  
②  $(\text{事業所得} + \text{不動産所得} + \text{山林所得}) \div (\text{事業専従者の数} + 1)$

## 12 別居の扶養親族等に関する事項について【※個人番号必須】

別居の控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者がいる場合に記入してください。

※控除対象配偶者、扶養親族が国外居住(非居住者)の場合は、その方を控除対象とするためには、一定の要件があります。詳細については、かほく市役所税務課までお問い合わせください。

## 13 事業税に関する事項について

※事業税に関する詳細については石川県金沢県税事務所までお問い合わせください。(電話263-8832)

## 14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項について

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとするときはご記入ください。

※申告する際は次の書類を添付してください。

- ・特定(上場株式等の)配当に係る所得……………「利益配当金受領証」
- ・特定(上場分の)株式等譲渡所得額に係る所得……………「年間取引報告書」

※特定(上場分の)株式等譲渡所得額に係る所得を申告するには税務課までお問い合わせください。

## 15 寄附金に関する事項について

税額控除方式により、都道府県・市区町村等に対する寄附金のうち、適用下限額の2,000円を超える部分について、市民税・県民税の控除対象となります。申告する際は、寄附金控除の対象ごとに支払金額を記載し、寄附金受領書を添付してください。

### 寄附金控除の対象

- ①都道府県、市区町村への寄附金
- ②社会福祉法に規定する共同募金会または日本赤十字社への寄附金で、総務大臣の承認のあったもの。(その主たる事務所を石川県内に有するものに限る。)
- ③所得税の寄附金控除対象の寄附金のうちから、石川県及びかほく市が条例により指定した寄附金

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

※ワンストップ特例を申請(「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出)していても、ふるさと納税先団体が5団体を超えた場合と確定申告や市民税・県民税の申告をした場合には、ワンストップ特例の適用が受けられなくなります。この場合は該当の寄附金に関する申告が必要となります。

## 16 所得金額調整控除に関する事項について

所得金額調整控除は、給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、次のイ～ハのいずれかに該当する給与所得者の総所得金額を計算する場合に記入してください。

アガナ	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所
1 氏名		明・大・昭 平・令	・	級度
個人番号				

イ) 本人が特別障害者に該当する者

ロ) 年齢23歳未満の扶養親族を有する者

ハ) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。

※所得金額調整控除について詳しくは、3頁の所得金額調整控除についてをご覧ください。

# 令和8年度分 市民税・県民税申告書の手引

ー申告書の提出期限は3月16日(月)ですー

市民税・県民税の申告につきましては、毎年ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

この手引をよくお読みになり、提出期限内に申告書を提出していただきますようお願いいたします。

市ホームページから市民税・県民税申告書の作成・申告を行うことができます。

### 申告をしていただく方

令和8年1月1日現在、かほく市に住んでいる方で、令和7年1月から令和7年12月までの期間に次のような所得のあった方や所得控除を受けようとする方

- 1 営業等、農業、配当、地代、家賃などの所得があつた方
- 2 パート・アルバイトの方
- 3 給与所得者で令和7年中に退職した方や勤務先からかほく市役所に給与支払報告書が提出されていない方
- 4 公的年金収入のみの方で、申告により雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦・ひとり親控除、障害者控除、特定親族特別控除などを受けようとする方
- 5 給与所得者で給与所得以外の所得が20万円以下の方
- 6 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方

※所得がない方でも児童扶養手当、公営住宅入居の申込みなどの各種申請や国民健康保険税の軽減措置を受けるために申告が必要な場合がありますので、申告書裏面下段の通信欄に記入の上、提出してください。

※上記5、6に該当する場合、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。

### 上場株式等に係る配当所得等の課税方式の統一について

上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等(源泉徴収ありの特定口座)において、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択することが可能でしたが、税制改正により、令和6年度から課税方式を所得税と市民税・県民税とで一致させることとなっています。

所得税で上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等を確定申告すると、これらの所得は住民税でも所得に算入されます。それにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定に影響が出たり、各種行政サービスなどに影響が出たりする場合がありますのでご注意ください。

### 申告をしなくてもよい方

1 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出される方

2 給与所得のみで、勤務先で年末調整を受けられた方

【申告書の提出先、お問い合わせ先】〒929-1195 かほく市宇野気二81番地

かほく市役所税務課 電話(076)283-1114

この申告書の手引の内容は、令和8年1月1日現在の地方税法などに基づいて説明しております。地方税法等の改正があった場合は、それに従い税額計算します。

## 申告に必要なもの (領収書や証明書などは令和7年中の日付のもの)

- 1 申告書
- 2 紙と所得者は、源泉徴収票又は支払者の証明書（給与の支払金額が分かる書類）
- 3 事業所得者及び不動産所得者は、収支内訳書（収入及び必要経費を計算できる書類）
- 4 所得控除・税額控除を受ける場合はその証明書等
  - 雜損控除 雜損額を証明できる書類
  - 医療費控除 医療費控除の明細書または、セルフメディケーション税制の明細書と一定の取組を行ったことを明らかにする書類（※）

（※）セルフメディケーション税制の控除を受ける場合は、通常の医療費控除は受けられません。また、健康の保持増進及び疾病の予防として、一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。例えば「インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証」や「市のがん検診の領収書又は結果通知表」などが必要になります。

- 社会保険料控除 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料その他社会保険料の支払い金額が分かる書類（国民年金保険料及び国民年金基金の掛け金は控除証明書）
- 生命保険料控除、地震保険料控除 保険会社発行の申告用控除証明書
- 障害者控除 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
- 勤労学生控除 在学を証明する書類
- 寄附金控除 寄附金の受領証など

- 5 個人番号（マイナンバー）
- 6 本人確認書類

ご提出の際、個人番号（マイナンバー）の確認と本人確認を行うため、下記【1】及び【2】の提示が必要です。【1】「個人番号カード（マイナンバーカード）※1」又は「通知カード」【2】「本人確認書類※2」のうち1点

※1 写しの場合は両面必要  
※2 個人番号カード、運転免許証、写真付き住基カード、在留カード、身体障害者手帳、パスポート、資格確認証、介護保険証、年金証書、学生証（写真付）等  
※郵送で提出される場合は、写しを添付してください。

## 1~2 収入・所得金額について

収入金額	前年中に収入することの確定した金額
必要経費	前年中に収入を得るために要した費用
所得金額	収入金額 - 必要経費（- 専従者給与控除額）

事業	① 営業等	◎卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、サービス業、商品外交員、生命保険外交員、ホステスなどの方で農業以外の事業から生ずる収入
	② 農業	◎米、野菜、花、果樹などの生産や栽培などから生ずる収入
③ 不動産		◎賃家、賃間、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる収入
④ 利子		◎日本国外の銀行等に預けた預金の利子（源泉分離課税となっている預貯金の利子等については申告不要です。）
⑤ 配当		◎株式や出資金などの配当、剩余金の分配、証券投資信託の収益の分配などによる収入
⑥ 給与		◎給料、賃金、賞与などの収入（前年中の総支払額で税金などを差し引く前の金額です。） 日給又は所得税を徴収していない事業所に勤務している方は事業主から給与の支払明細書の交付を受けるか、又は申告書裏面の月別収入欄に日給、勤務日数、月収などを記入してください。 給与所得は3頁の表「給与所得の計算」で算出してください。
⑦ 公的年金等		◎国民年金法、厚生年金保険法、共済組合法等に基づく老齢年金や恩給などの収入 公的年金等の所得金額は3頁の「公的年金等（雑所得）の計算」で算出してください。
⑧ 業務		◎原稿料や講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引、もしくは食料品の配達などによる副収入
⑨ その他		◎生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの上記以外のものによる収入
⑩ 総合譲渡		◎ゴルフ会員権など分離課税の対象とならない資産の譲渡による所得（50万円の特別控除があります。）これら以外の譲渡はお問い合わせ下さい。
⑪ 一時		◎生命保険や損害保険の満期返戻金や解約による払戻金など労務や役務の対価に該当しない一時的な所得（50万円の特別控除があります。）

## ⑦ 雜損控除額の計算

A	損害金額（合計）	円
B	保険金などで補填される金額	円
C	A-B（差引損失額）	円
D	申告書の⑫+退職所得金額+山林所得金額	円
E	D×0.1	円
F	C-E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G-50,000円	円
I	FとHのいずれか多い方の金額	円

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑧に「G」の金額を転記してください。

## ⑧ 医療費控除額の計算

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補填される金額	円
C	A-B	円
D	申告書の⑫+退職所得金額+山林所得金額	円
E	D×0.05	円
F	100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C-F	円

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑧に「G」の金額を転記してください。

セルフメディケーション税制	A	支払った金額	円
B	保険金などで補填される金額	円	
C	A-B	円	
D	C-12,000円	円	

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑧に「D」の金額を転記してください。

※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらか一方のみの適用となります。

## 5 給与所得以外の市民税・県民税の納税方法について

給与所得者で給与所得以外の所得に対する市民税・県民税を給与から差し引かることを希望する方は、給与から差引き（特別徴収）に、自分で納付することを希望する方は、自分で納付（普通徴収）の□に✓印をつけてください。

## 6 給与所得の内訳について

日給などの給与所得のある方で、源泉徴収のない方は記入してください。

## 7 事業・不動産所得に関する事項については、所得税の収支内訳書に記載してください。

日給又は月給	円
賞与等	円
合計額(A)	円
勤務先住所	
勤務先名	
連絡先	

合計額(A)を上記の表「A. 給与の収入金額」にあてはめて給与所得を計算してください。

※事業主からの支払額の証明書を添付してください。

## 8 配当所得に関する事項（記載例）

配当所得欄の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
株式	○○株式会社	R7・7	35,600 円	0 円
				国外株式等に係る 外国所得税額

## 9 雜所得（公的年金等以外）に関する事項（記載例）

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
原稿料	○○出版	120,000 円	50,890 円
定期年金	××郵便局	85,000	45,200

この場合、「原稿料」の収入金額120,000円を申告書の「1 収入金額等」の「ク」に記入してください。所得金額69,110円（120,000-50,890）を「2 所得金額の雑\_業務」の「⑧」に記入してください。また、「定期年金」は収入金額85,000円を申告書の「1 収入金額等」の「ケ」に記入してください。所得金額39,800円（85,000-45,200）は「2 所得金額の雑\_その他」の「⑨」に記入してください。

## 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項について

	収入金額	必要経費	差引(収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額(差引金額-特別控除)
総合譲渡	短 期	円	円	円	円
	長 期				口
一 時					50万円(限度額) ハ

右上のイの金額を申告書表面のコに、口の金額をサに、ハの金額をシに記入してください。

右の二の金額を申告書表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

二. 合計 イ+[(口+ハ)×1/2]

## 所得控除の計算欄 (ここに当てはめて計算してください。)

### ⑯生命保険料控除額の計算

保 一 般 料 の 生 命	新保険料の計	A	円	Aの金額を下の計算式Iに 当てはめて計算した金額	① (最高28,000円)	円	計(①+②)	③ (最高28,000円)	円
	旧保険料の計	B	円	Bの金額を下の計算式IIに 当てはめて計算した金額	② (最高35,000円)	円	②と③のいずれか 大きい金額	イ	円
保 個 人 人 料 年 金	新保険料の計	C	円	Cの金額を下の計算式Iに 当てはめて計算した金額	④ (最高28,000円)	円	計(④+⑤)	⑥ (最高28,000円)	円
	旧保険料の計	D	円	Dの金額を下の計算式IIに 当てはめて計算した金額	⑤ (最高35,000円)	円	⑤と⑥のいずれか 大きい金額	ロ	円
保 障 介 料 護	保険料の計	E	円	Eの金額を下の計算式Iに 当てはめて計算した金額			ハ		円

計算式I (新保険料等用)		計算式II (旧保険料等用)		生命保険料控除額(イ+ロ+ハ)F (最高70,000円)
A,CまたはEの金額	控除額の計算式	BまたはDの金額	控除額の計算式	
12,000円以下	支払保険料等の金額	15,000円以下	支払保険料等の金額	
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×0.5+6,000円	15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×0.5+7,500円	
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×0.25+14,000円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×0.25+17,500円	
56,000円超	一律 28,000円	70,000円超	一律 35,000円	

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑯に「F」の金額を転記してください。

### ⑯地震保険料控除額の計算

A	地震保険料の金額(合計)	円
B	旧長期損害保険料の金額(合計)	円
C 保 地 震 料 震	Aの金額	地震保険料の控除額
	~50,000円	A×0.5 円
D 旧 長 期 保 害 料 損 害	50,001円~	25,000円
	Bの金額	旧長期損害保険料の控除額
E	~ 5,000円	Bの金額 円
	5,001円 ~ 15,000円	B×0.5+2,500円 円
	15,001円 ~	10,000円

注: 一つの損害保険契約が、地震保険契約と長期損害保険契約のいずれにも該当する場合は、地震保険料控除または長期損害保険料控除のどちらか一方の控除しか受けられません。

E	C + D	地震保険料控除額(最高25,000円) 円
---	-------	--------------------------

申告書の「所得から差し引かれる金額」の⑯に「E」の金額を転記してください。

### ㉔特定親族特別控除額の計算

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	45万円
85万円超 90万円以下	45万円
90万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

⑯上記の表で計算した金額を申告書の「所得から差し引かれる金額」の㉔に転記してください。

### ㉒配偶者特別控除額の計算

あなたの配偶者の合計所得金額		円
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額	
900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 95万円以下	330,000円	220,000円
95万円超100万円以下	330,000円	220,000円
100万円超105万円以下	310,000円	210,000円
105万円超110万円以下	260,000円	180,000円
110万円超115万円以下	210,000円	140,000円
115万円超120万円以下	160,000円	110,000円
120万円超125万円以下	110,000円	80,000円
125万円超130万円以下	60,000円	40,000円
130万円超133万円以下	30,000円	20,000円
	配偶者特別控除額	

◎配偶者の合計所得金額の計算で申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します。

◎上記の表で計算した金額を申告書の「所得から差し引かれる金額」の㉒に転記してください。

### ㉕基礎控除

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超 2,450万円以下	290,000円
2,450万円超 2,500万円以下	150,000円
2,500万円超 (※適用なし)	0円

◎該当する控除額を申告書の「所得から差し引かれる金額」の㉕に転記してください。

## 給与・年金の計算のしかた

### 『給与所得の計算』

A. 給与の収入金額	円
------------	---

申告欄の「1 収入金額等」の「力」にAの金額を転記してください。

Aの金額	給与所得
651,000円未満	0円
651,000円以上 1,900,000円未満	A-650,000円
1,900,000円以上 3,600,000円未満	A÷4 千円未満切捨 B×2.8-80,000円 円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	B×3.2-440,000円 .000円 円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	A×0.9-1,100,000円 円
8,500,000円以上	A-1,950,000円 円

Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された所得金額を給与所得は申告書「2 所得金額」の⑥に転記してください。(※)

(※)給与収入金額が850万円を超える方、もしくは給与収入と公的年金等収入がある方は右記をご覧ください。

### 『所得金額調整控除について』

□下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。  
所得金額調整控除後の給与所得を申告書の⑥に記載してください。

【給与収入一給与所得控除－所得金額調整控除  
=給与所得(⑥)】

(1)給与収入金額が850万円を超えるアからウのいずれかに該当する場合  
ア 特別障害者に該当する  
イ 23歳未満の扶養親族を有する場合  
ウ 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除  
{給与収入(1,000万円を上限)-850万円}×10%  
【最大15万円】

(2)給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額を有する場合  
◆給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える方のみ適用となります。

所得金額調整控除  
給与所得+公的年金等に係る雑所得※1-10万円  
※1:10万円を限度

□(1)の控除がある場合は、申告書の裏面16に記載が必要です。  
詳しくは、16 所得金額調整控除について(8頁)をご覧ください。  
□(1)と(2)の控除が両方ある場合は、(1)の控除を使用した後の金額から(2)を控除します。  
□詳しくは、税務課までお問い合わせください。

### 『公的年金等(雑所得)の計算』

A. 公的年金等の収入金額	円
B. 公的年金等控除額	円
C. 公的年金等(雑所得) (A-B)	円

### B. 公的年金等控除額

昭 和 36 年 1 月 2 日 以 降 生	Aの金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額*		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円以下	600,000円	500,000円	400,000円
	13			

記載例 令和8年度分 市民税・県民税申告書

整理番号	
業種又は職業	会社員

3~4 所得控除（所得から差し引かれる金額）について

⑬ 社会保険料控除	◎あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために負担した社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等）で、あなたが前年中に支払った金額が控除額です。	必要書類	○支払い金額が分かる書類（国民年金等については控除証明書が必要になります。）
	○支払掛金の証明書		○支払保険料の控除証明書
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	◎小規模企業共済制度に基づく掛金（旧第二種共済掛金を除く）又は確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金若しくは心身障害者扶養共済の掛金で、あなたが前年中に支払った金額が控除額です。		○支払保険料の控除証明書
	○支払保険料の控除証明書		計算欄は6頁です
⑮ 生命保険料控除	◎あなたが生命保険契約等で支払った保険料を控除証明書に記載の契約日と保険の種類により該当欄に記入してください。 ①平成24年1月1日以後に契約（新契約） ・新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料 ②平成23年12月31日以前に契約（旧契約） ・旧生命保険料、旧個人年金保険料	必要書類	○支払保険料の控除証明書
	○支払保険料の控除証明書		計算欄は6頁です
⑯ 地震保険料控除	◎あなたが地震保険契約等又は平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に基づいて前年中に支払った保険料を記入してください。	必要書類	○支払保険料の控除証明書
	○支払保険料の控除証明書		計算欄は6頁です
ひとり親 控除	◎あなたが現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも該当する場合は、ひとり親控除が受けられます。 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子（※1）がいること （※1 他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族となっている方は除きます。） ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※2）がないこと （※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫（未届）」などと記載されている方、あなたが世帯主でない場合で、あなたの住民票の続柄が世帯主の「妻（未届）」などと記載されている場合は、その世帯主の方をいいます。） 《控除額は30万円》	必要書類	○支払保険料の控除証明書
	○支払保険料の控除証明書		計算欄は6頁です
寡婦控除	◎上記の「ひとり親」に該当しない方で、次の①～③のいずれにも該当する場合は、寡婦控除が受けられます。 ①合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ○夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死不明などの方（扶養親族の有無を問いません。） ○夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族（※3）を有する方 （※3 合計所得金額が58万円以下の方に限ります。なお、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除きます。） ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者（※2）がないこと 《控除額は26万円》	必要書類	○支払保険料の控除証明書
	○支払保険料の控除証明書		計算欄は6頁です
⑯ 勤労学生控除	◎あなたが学生又は生徒で、合計所得金額が85万円以下であり、かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下であれば控除が受けられます。※在学を証明する書類が必要です。 《控除額は26万円》	必要書類	○支払保険料の控除証明書
	○支払保険料の控除証明書		計算欄は6頁です
⑰ 障害者控除 ※個人番号必須	◎あなたや同一生計配偶者その他の親族（控除対象扶養親族や16歳未満扶養親族に該当する方に限ります）が、障害者や特別障害者である場合、氏名・障害の程度を記入してください。 ①障害者の範囲は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書をお持ちの方や、児童相談所・知的障害者更正相談所・精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定を受けられた方など ②特別障害者の範囲は、身体障害者手帳の障害の程度が1・2級の方、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方、戦傷病者手帳の障害の程度が第3項症までの方、療育手帳の障害の程度がAの方、障害者控除対象者認定書で特別障害者として認定を受けられた方など ※同一生計配偶者は、あなたと生計を一にしている合計所得金額が58万円以下の配偶者（青色専従者や白色専従者を除く）をいいます。 《障害者の控除額は26万円》《特別障害者の控除額は30万円》《同居特別障害者の控除額は53万円》	必要書類	○支払保険料の控除証明書
	○支払保険料の控除証明書		計算欄は6頁です
⑱ 配偶者控除 配偶者が障害者の場合は ②障害者控除も参照してください。 ※個人番号必須	◎次の要件を全て満たす場合、右表のいずれかの金額の控除が受けられます。配偶者が国外居住（非居住者）の場合は、税務課へお問い合わせください。 ①あなたの合計所得金額が1,000万円以下であること。 ②配偶者があなたと生計を一にしていること。（他の所得者の扶養親族とされる方、青色専従者や白色専従者を除く） ③配偶者の合計所得金額が58万円以下であること。 ※老人配偶者は昭和31年1月1日以前に生まれた方です。	必要書類	○支払保険料の控除証明書
	○支払保険料の控除証明書		計算欄は6頁です
⑲ 配偶者特別控除 ※個人番号必須	◎次の要件を全て満たす場合、配偶者の所得金額に応じて33万円を限度として控除が受けられます。 ①あなたの合計所得金額が1,000万円以下であること。 ②配偶者があなたと生計を一にしていること。（他の所得者の扶養親族とされる方、青色専従者や白色専従者を除く） ③配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下であること。	必要書類	○支払保険料の控除証明書
	○支払保険料の控除証明書		計算欄は6頁です
⑳ 扶養控除 扶養親族が障害者の場合は ②障害者控除も参照してください。 ※個人番号必須	◎あなたと生計を一にする親族（他の所得者の扶養親族とされる方、青色専従者や白色専従者を除く）のうち合計所得金額が58万円以下の方があるときは、次のいずれかの控除が受けられます。 扶養親族が国外居住（非居住者）の場合は、税務課へお問い合わせください。 ※16歳未満の扶養控除は廃止となりました。 ※特定扶養親族とは平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方です。（19歳以上23歳未満） ※老人扶養親族とは昭和31年1月1日以前に生まれた方です。（満70歳以上） ※同居老人親等とは老人扶養親族のうちあなた又は配偶者の直系亲属（父母、祖父母等）で、あなた又は配偶者との同居を常況としている方です。	必要書類	○支払保険料の控除証明書
	○支払保険料の控除証明書		計算欄は6頁です
㉑ 特定親族特別控除 ※個人番号必須	◎あなたと生計を一にする特定扶養親族（他の所得者の扶養親族とされる方、青色専従者や白色専従者を除く）のうち合計所得金額が58万円超123万円以下の方があるときは、特定扶養親族の所得金額に応じて45万円を限度として控除が受けられます。 ※特定扶養親族とは平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方です。（19歳以上23歳未満）	必要書類	○支払保険料の控除証明書
	○支払保険料の控除証明書		計算欄は6頁です
㉒ 雜損控除	◎あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が有する資産について、前年中に災害又は盗難若しくは横領により損失を受けた場合、【差引損失額・総所得金額等の10%】と、【差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円】のいずれか多い方が控除額です。	必要書類	○支払事実を証する書類 ○災害関連支出の明細書など
	○支払事実を証する書類 ○災害関連支出の明細書など		計算欄は7頁です

現住所	かほく市 宇野気二81番地	業種又は職業	会社員																														
かほく市長 殿	1月1日現在の住所	生年月日	世帯主の氏名																														
提出年月日	同上	明・大・昭・平・令	続柄																														
年月日 フリガナ カホクタロウ	個人番号	52・4・11	かほく 太郎 本人																														
氏名	生年月日	電話番号																															
3 所得から差し引かれる金額に関する事項																																	
<table border="1"> <tr> <td>社会保険の種類</td> <td>支払った保険料</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td>185,300円</td> </tr> <tr> <td>国民年金保険料</td> <td>168,560円</td> </tr> <tr> <td>介護保険料、後期高齢者医療保険料</td> <td>62,640円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>416,500円</td> </tr> <tr> <td>新生命保険料の計</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料の計</td> <td>140,000円</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料の計</td> <td>85,000円</td> </tr> <tr> <td>地震保険料の計</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>17～19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除</td> <td>17～19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除</td> </tr> <tr> <td>20 障害者控除</td> <td>20 障害者控除</td> </tr> <tr> <td>21～22 配偶者控除・配偶者特別控除</td> <td>21～22 配偶者控除・配偶者特別控除</td> </tr> <tr> <td>23～24 扶養控除・特定親族特別控除</td> <td>23～24 扶養控除・特定親族特別控除</td> </tr> <tr> <td>25～26 雜損控除</td> <td>25～26 雜損控除</td> </tr> <tr> <td>27～28 医療費控除</td> <td>27～28 医療費控除</td> </tr> </table>				社会保険の種類	支払った保険料	国民健康保険税	185,300円	国民年金保険料	168,560円	介護保険料、後期高齢者医療保険料	62,640円	合計	416,500円	新生命保険料の計	110,000円	新個人年金保険料の計	140,000円	介護医療保険料の計	85,000円	地震保険料の計	50,000円	17～19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	17～19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	20 障害者控除	20 障害者控除	21～22 配偶者控除・配偶者特別控除	21～22 配偶者控除・配偶者特別控除	23～24 扶養控除・特定親族特別控除	23～24 扶養控除・特定親族特別控除	25～26 雜損控除	25～26 雜損控除	27～28 医療費控除	27～28 医療費控除
社会保険の種類	支払った保険料																																
国民健康保険税	185,300円																																
国民年金保険料	168,560円																																
介護保険料、後期高齢者医療保険料	62,640円																																
合計	416,500円																																
新生命保険料の計	110,000円																																
新個人年金保険料の計	140,000円																																
介護医療保険料の計	85,000円																																
地震保険料の計	50,000円																																
17～19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	17～19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除																																
20 障害者控除	20 障害者控除																																
21～22 配偶者控除・配偶者特別控除	21～22 配偶者控除・配偶者特別控除																																
23～24 扶養控除・特定親族特別控除	23～24 扶養控除・特定親族特別控除																																
25～26 雜損控除	25～26 雜損控除																																
27～28 医療費控除	27～28 医療費控除																																
事業収入金額等	営業等 農業 不動産 利子 配当 給与	ア イ ウ エ オ カ ク ケ コ サ シ	円 240,000 5,120,560																														
2 所得金額	営業等 農業 不動産 利子 配当 給与	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉛ ㉛	174,540 3,656,000 3,830,540 416,500 70,000 25,000 790,000 330,000 450,000 210,000 430,000 2,756,500																														
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寡婦、ひとり親控除 勤労学生、障害者控除 配偶者特別控除 扶養控除 特定親族特別控除 基礎控除 ⑬から㉓までの計 雑損控除 医療費控除 合計	416,500 70,000 25,000 790,000 330,000 450,000 210,000 430,000 2,756,500																															
セルフメディケーション税制の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。 5 給与・公的年金等に係る所得以外 (令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の市民税・県民税の納稅方法) ① 給与から差引き（特別徴収） ② 自分で納付（普通徴収）																																	
処理欄（記入しないでください）																																	
記載例	令和8年度分 市民税・県民税申告書	整理番号																															
記載例	令和8年度分 市民税・県民税申告書	業種又は職業	会社員																														
記載例	令和8年度分 市民税・県民税申告書	生年月日	世帯主の氏名																														
記載例	令和8年度分 市民税・県民税申告書	明・大・昭・平・令	続柄																														
記載例	令和8年度分 市民税・県民税申告書	電話番号																															
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	社会保険の種類	支払った保険料																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	国民健康保険税	185,300円																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	国民年金保険料	168,560円																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	介護保険料、後期高齢者医療保険料	62,640円																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	合計	416,500円																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	新生命保険料の計	110,000円																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	新個人年金保険料の計	140,000円																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	介護医療保険料の計	85,000円																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	地震保険料の計	50,000円																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	17～19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	17～19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	20 障害者控除	20 障害者控除																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	21～22 配偶者控除・配偶者特別控除	21～22 配偶者控除・配偶者特別控除																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	23～24 扶養控除・特定親族特別控除	23～24 扶養控除・特定親族特別控除																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	25～26 雜損控除	25～26 雜損控除																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	27～28 医療費控除	27～28 医療費控除																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	12別に居角の扶養親族があるとき記入して下さい。申告書裏面の計算欄は6頁です	12別に居角の扶養親族があるとき記入して下さい。申告書裏面の計算欄は6頁です																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	16歳未満の扶養控除は廃止となりました。	16歳未満の扶養控除は廃止となりました。																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	※特定扶養親族とは平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方です。（19歳以上23歳未満）	※特定扶養親族とは平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方です。（19歳以上23歳未満）																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	※老人扶養親族とは昭和31年1月1日以前に生まれた方です。（満70歳以上）	※老人扶養親族とは昭和31年1月1日以前に生まれた方です。（満70歳以上）																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	※同居老人親等とは老人扶養親族のうちあなた又は配偶者の直系亲属（父母、祖父母等）で、あなた又は配偶者との同居を常況としている方です。	※同居老人親等とは老人扶養親族のうちあなた又は配偶者の直系亲属（父母、祖父母等）で、あなた又は配偶者との同居を常況としている方です。																														
記載例	3 所得から差し引かれる金額に関する事項	【医療費控除】あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために、前年中に病院などに支払った医療費が、あなたの																															